

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 2 月 25 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市は、令和 6 年度以降、「発展型学習支援事業」（以下「本件事業」という。）を実施し、事業者との間で同事業に係る業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結し、本件契約に基づき委託料の支出が行われ、又は行われる予定となっている。令和 8 年度も同様に本件契約を締結する予定である。

しかし、本件契約とこれに基づく委託料の支出については、主として次のような不当事由がある。

- ・ 本件事業の創出理由について、客観的基礎資料に基づく検証を欠いており、委託料の支出は必要性判断の合理性を欠く不当な支出である。
- ・ 本件事業は目的に対して支出配分及び実施構造が合理的に対応しているとは認め難く、合理性を正当化する検証資料も確認できないことから、目的適合性及び合理性を欠く不当な財政支出の疑いがある。
- ・ 公費投入事業において、民間模試成績や民間検定を主要な指標・手段として位置づけるのであれば、成果指標・手段選択の合理性を裏づける検討記録があるべきところ、その検討資料の存在が確認できないことから、支出の合理性判断が検証不能であり、本件契約に基づく委託料の支出は不当である。
- ・ 公募型選定において、公正性担保が前提となるが、事業者選定の委員に近隣の私立高校の渉外担当者が含まれていることから、選考過程の公正性への疑義が生じる。
- ・ 成果評価資料として公開されている資料だけでは、検査合格判断の合理性、委託料支払

の相当性等の検証ができず、不当である。

よって、令和6年度の委託料金 16,185,000 円及び令和7年度の委託料金 23,176,000 円が大阪市に生ずる財産的損害となる。また、令和8年度も本件事業が継続され、同様の枠組みで委託料の支出が予定されていることから、損害が拡大する恐れがある。

そこで、大阪市長に対し、合理性資料が提示され外形的に検証可能となるまで令和7年度の委託料の支払を差止め又は一時停止すること、事業者の選定過程の公正性を確保すること、違法が認められれば既に支出した委託料について返還等を求めること、令和8年度以降の本件事業の見直し等の措置を求める。

第2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

1 本件請求について

本件請求について、請求人は、本件事業に係る本件契約に基づく委託料の支出について、本件事業の創出理由の検証は客観的基礎資料を欠いていること、本件事業の支出配分及び実施構造の合理性を正当化する検証資料や本件事業の運用の合理性の検討資料が確認できないこと、事業者選定の委員に近隣の私立高校の渉外担当者が含まれていることで選考過程の公正性への疑義が生じること、成果評価資料として公開されている資料だけでは検査合格の合理性及び委託料支払の相当性等の検証ができないことを不当として、大阪市長に対し、令和7年度の委託料の支払の差止め又は一時停止、事業者の選定過程の公正性の確保、既に支出した委託料について返還請求、令和8年度以降の本件事業の見直し等の措置を求めている。

この点、地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、大別すると①本件事業についての必要性、目的の適合性、運用の合理性といった事業構築に関する根拠資料がなく事業効果の検証が不十分であること等から本件事業に係る委託料の支出が不当であること、②事業者選定の委員に近隣の私立高校の渉外担当者が含まれていることで選考過程の公正性への疑義が生じること、③成果評価資料として公開されている資料だけでは検査合格の合理性及び委託料支払の相当性等を検証できないことが不当であると主張しているものと解される。

上記の各主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、請求人の主張①及び②については、事業構築に関する根拠資料の作成を義務付ける規範（法令、条例、規則、要綱、ガイドライン等。以下同じ。）の摘示や、事業者選定の委員に近隣の私立高校の渉外担当者が含まれていることが違法又は不当であることを示す規範の摘示が見受けられず、いずれも請求人の見解や懸念を述べるに留まるものである。

加えて請求人の主張②については、選考過程の公正性を損なう具体的な事実の摘示もない。したがって、請求人の主張①及び②は、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものではない。

また、請求人の主張③については、本件契約の業務完了の検査や委託料の支払が違法又は不当であるとする理由が、公開されている成果評価資料が「添付資料 12」のみであることを述べるに留まり、業務完了の検査や委託料の支払に関し、違法又は不当であるとする具体的な事実の摘示がない。

したがって、請求人の主張③についても、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものではない。

よって、請求人の主張はいずれも、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは認められない。

以上のことから、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。